

○大田区基本計画懇談会条例

令和 6 年 3 月 11 日
条例第 2 号

(設置)

第 1 条 大田区の基本計画及び実施計画を策定するに当たり、その参考となる意見を求めるため、区長の附属機関として大田区基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画及び実施計画の基本的な考え方及び政策体系に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 33 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱をした日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 5 条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。